

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 医療委－7
- 2 案件名 高校生入院無償化に伴う福祉医療システム改修対応業務
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約締結日から令和6年（2024年）3月31日まで
- 5 契約相手方  
住所：大阪府大阪府中央区本町2丁目5番7号  
社名：株式会社アイネス 関西支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
当該委託業務は、現在本市が使用している福祉医療システムの機能改修を行う業務委託です。  
本市が使用している福祉医療システムは上記相手方のパッケージシステムであり、そのシステムの改修については、著作権上、上記相手方しか作業することができないため、現在の福祉医療システムを構築した当該事業者と特名随意契約を締結します。
- 7 問合わせ先  
課名： 医療助成課 内線：2492

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 医療委－8
- 2 案件名 乳幼児等医療費助成の所得制限撤廃に伴う福祉医療システム改修対応業務
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約締結日から令和6年（2024年）6月30日まで
- 5 契約相手方  
住所：大阪府大阪市中央区本町2丁目5番7号  
社名：株式会社アイネス 関西支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
当該委託業務は、現在本市が使用している福祉医療システムの機能改修を行う業務委託です。  
本市が使用している福祉医療システムは上記相手方のパッケージシステムであり、そのシステムの改修については、著作権上、上記相手方しか作業することができないため、現在の福祉医療システムを構築した当該事業者と特名随意契約を締結します。
- 7 問合わせ先  
課名： 医療助成課 内線：2492

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 地福修－1
- 2 案件名 宝塚市総合福祉センター受変電改修工事
- 3 案件場所 宝塚市安倉西2丁目 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和5年（2023年）8月31日
- 5 契約相手方  
住所：兵庫県伊丹市緑ヶ丘1－324  
社名：庄野電気工事株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 5号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
総合福祉センターにて受変電設備内計測機器について異常が見られるため更新を行う。現在総合福祉センターは空調設備更新工事のため休館中であり、関連工事業者以外は立ち入りができず、また今後停電作業を予定している事から、最小の停電回数で効率良く施工を完了させるべく、空調設備更新工事の電気工事業者と上記の随意契約を締結するものである。
- 7 問合わせ先  
課名：地域福祉課 中谷 内線：2568

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－75
- 2 案件名 宝塚市健康管理システム標準化対応に係る  
標準仕様との比較分析業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜4丁目 地内
- 4 契約期間 契約締結日 から  
令和6年(2024年)1月20日 まで
- 5 契約相手方  
住所：岡山市南区豊成二丁目7番16号  
社名：株式会社両備システムズ

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 号該当

(指定理由)

本業務は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、本市が導入する健康管理システムにおける標準化対応を進めるにあたり、国が定める標準仕様と、現行システムの仕様及び運用との共通事項と差分を分析するものです。

本業務を実施する者は現行システムの仕様等を熟知している必要があり、また開発元である上記相手方が同システムの著作権を保有していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、特名随意契約を行います。

7 問合わせ先

課名：健康推進課

内線：2868

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－76
- 2 案件名 健康管理システム改修業務委託（たからっ子給付金対応）
- 3 案件場所 宝塚市小浜4丁目 地内
- 4 契約期間 契約締結日 から  
令和5年（2023年）9月20日 まで
- 5 契約相手方  
住所：岡山市南区豊成二丁目7番16号  
社名：株式会社両備システムズ
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 号該当  
  
(指定理由)  
本業務は、たからっ子給付金事業（国の出産・子育て応援交付金事業）の実施にあたり、本市が導入している健康管理システム『健康かるて』における機能改修を委託するものです。  
本業務にあたってはシステム開発元である上記相手方でないと対応ができないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、特名随意契約を行うものです。
- 7 問合わせ先  
課名：健康推進課 内線：2868

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－114
- 2 案件名 新型コロナワクチン接種券等印字・封入封緘業務委託（単価契約）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 契約日から令和5年（2023年）9月30日まで
- 5 契約相手方  
住所：大阪府中央区高麗橋4-1-1 興銀ビル2F  
社名：株式会社広濟堂ネクスト

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 5号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書号該当

### (指定理由)

本業務は、新型コロナウイルスワクチン接種事業において令和5年秋開始接種を実施するにあたり、対象者に発送する接種券等を含む個別案内の印字・封入封緘を行うものである。

国の主導のもと、接種体制確保やワクチン供給のスケジュールが刻々と変わる中、市民に最新情報を通知するためには、入稿から納品まで短期間で実施する必要がある。ひいては、迅速に業者を決定する必要があり、上記相手方は、本年度に本市において同業務委託を受託し、既に作業に関する手順を構築済みであることから、市が求めるスケジュールでの対応が可能である上記相手方と随意契約を行う。

### 6 問い合わせ先

課名：健康推進課

内線：2901

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 (物品-消耗品)
- 2 案件名 焼却炉用部品 (火格子部品一式)
- 3 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目地内
- 4 契約期間 契約日 ~ 令和 6 年(2024)年 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所：大阪市西区土佐堀 1 丁目 3 番 2 0 号 三菱重工大阪ビル  
社名：三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 関西支店
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条 1 項ただし書該当

(指定理由)

本物品については、既設の設備等と密接不可分の関係があり、同施工者以外の者に施工させることにより、既存の施工部分との取り合いにおいて不具合が出た場合、不具合の責任所在が不明確になるなど、ごみ処理に著しい支障が生じる恐れがあるため。このことから、必要な部品においても上記事業者製作の部品である必要がある。

7. 問合わせ先  
課名： 管理課

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 CR-2
- 2 案件名 焼却棟常用発電設備電気部品更新補修
- 3 案件場所 宝塚市小浜1丁目 地内
- 4 契約期間 契約日から令和6年(2024年)3月31日まで
- 5 契約相手方  
住所: 大阪府東大阪市鴻池徳庵町3-6-5  
社名: シンフォニアエンジニアリング株式会社 大阪支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本補修は、限られた発電設備の停止期間中に確実に整備を実施する必要があり、既存発電設備を熟知した製造元のメンテナンス会社である上記の業者しかできないため。
7. 問合わせ先  
課名: 管理課 内線: 87-4844



## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 C 2 - 8 - 1
- 2 案件名 ボイラー等定期点検整備委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和 6 年(2024)年 2 月 2 8 日
- 5 契約相手方  
住所：大阪市西区土佐堀 1 丁目 3 番 2 0 号 三菱重工大阪ビル  
社名：三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 関西支店
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条 1 項ただし書該当

### (指定理由)

当該機器は本市施設専用に設計されたプラント設備であり、点検整備にあたっては、プラントの性能、仕様、機能を熟知し、同形式プラントの点検整備を行った経験等のノウハウを生かす必要があります。

また、施設自体が古く、点検整備時に追加整備が必要な場合も多く、限られた停止期間内に部品を調達し、完全な整備を行うことができるのは設備の設計建設を行ったプラント製造業者のメンテナンス会社しかありません。

以上のことから当該焼却炉を設計建設した三菱重工業株式会社のメンテナンス会社で当施設を含め多数の整備実績のある三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社との特名随意契約を行う。

7. 問い合わせ先  
課名： 管理課

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K-3
- 2 案件名 文化交流事業委託
- 3 案件場所 宝塚市及び浜松市 地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)7月17日から令和6年(2024年)1月15日まで
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市栄町2丁目1番1号  
名称：公益財団法人宝塚市文化財団
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
本市と静岡県浜松市は、宝塚歌劇団の演出家として活躍された故・白井鐵造氏が旧春野町出身であったことをきっかけに交流を続けており、平成26年度からは両市の絆を一層深めるため、音楽交流を行っている。  
当事業は、この交流の一環として、市内で活動する弦楽団「ベガ ジュニアアンサンブル」を、浜松市内で開催される「浜松市民文化フェスティバル」に派遣するものである。  
当楽団は、地域の子どもたちが演奏する楽しさを知り、合奏による協調性を育むことを目的として平成19年5月に(公財)宝塚市文化財団により創設され、当財団が事務局を担っている。これまでも「ベガジュニアアンサンブルコンサート」の運営等を行い、団員や指導者等との信頼関係が構築されている。  
また当財団は、地域住民の自主的な参加を得て、地域の文化活動に資する事業を行うとともに、地域住民にすぐれた芸術文化を提供し、もって地域文化の創造に寄与することを目的として、平成6年に市が100%出資して設立された財団法人であり、本市における芸術文化振興の全般を熟知している。  
以上のことから、当業務を当財団に委託することが適切であると判断する。
- 7 問合わせ先  
課名：文化政策課 内線：2667